

社会福祉法人 ちどり福祉会  
ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護いきいき箱崎  
**重要事項説明書**

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(指定事業所番号：福岡市 第 4070802956 号)

当事業所はご契約者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 ちどり福祉会
- (2) 法人所在地 福岡市東区八田1丁目4番15号
- (3) 電話番号 092-691-5089
- (4) 代表者氏名 理事長 熊谷 芳夫
- (5) 設立年月日 平成14年7月10日

### 2. 事業所の目的及び運営の方針

- (1) 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)の適切な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所で指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たる職員(以下「職員」という。)が、要支援及び要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することをめざします。
- (2) 事業所で指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たる職員(以下「職員」という。)は、要介護者等及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- (3) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- (4) 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を適切に行います。
- (5) 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- (6) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (7) サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- (8) サービスの利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。

### 3. 職員の職種・員数および職務内容

事業に従事する職員は、特別養護老人ホームの職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、理事会の決定する方針に従い、事業所の運営管理を統括する。
- (2) 医師 1名  
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者の生活相談、指導を行う。

- (4) 看護職員 1名以上  
看護職員は、医師の指示により利用者の看護を行う。
  - (5) 介護職員 5名以上（ユニット型空床利用型は4名以上）  
介護職員は、利用者の日常生活の介護を行う。
  - (6) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練指導を行う。
  - (7) 栄養士または管理栄養士 1名以上  
栄養士または管理栄養士は、利用者の栄養管理等を行う。
- 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他職員をおくこととします。

#### 4. 利用定員

- ①併設型 11名
- ②空床型 特別養護老人ホームの定員29名内

#### 5. サービスの内容

- (1) 事業所は、居宅サービス計画および予防サービス計画に沿って作成した(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、利用者に対して、居室、食事、介護サービス、生活援助その他、介護保険関係法令に定める必要なサービスを提供します。
- (2) サービス内容は以下の通りです。
  - ・居室 全室個室です。
  - ・食事 朝食 8：00から  
昼食 12：00から  
夕食 18：00から  
ただし、利用者の状態に応じて、他の時間帯に食事する事も検討致します。
  - ・入浴 週に最低2回入浴を提供します。体調不良等の場合、清拭等をもって入浴の機会の提供に代えます。
  - ・介護 (介護予防)短期入所生活介護計画に沿って、着替え、排泄、食事などの介助、おむつ交換、シーツ交換、移動など必要な介護を行います。
  - ・機能訓練 利用者の状態に応じた機能訓練を行います。
  - ・健康管理 常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとします。また利用者のかかりつけ医または協力医療機関と連携を図り、必要に応じて受診援助等を行います。
  - ・理容美容 協力理容・美容室によるサービスを、適切な料金で利用できます。
  - ・生活援助 利用者の生活の質の向上を図る為、各種行事や外出企画などをはじめとする生活援助を行います。
  - ・衛生管理等 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。  
事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。
    - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果の周知徹底を図ります。
    - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
    - ③職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的及び新規採用時に実施し、その内容について記録します。

その他、利用者の希望に添って各種サービスを行います。相談員にお尋ね下さい。

#### 6. 利用料等

利用料の詳細については【別表1】～【別表3】をご覧ください。

#### 7. 通常の送迎の実施地域

福岡市東区全域、福岡市博多区全域

## 8. 施設の利用にあたっての留意事項

### (留意事項)

利用者は、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めることとします。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めることとします。
- (3) 事業所及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めることとします。
- (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めることとします。
- (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力することとします。
  - ア 喫煙は、所定の場所で行なうこととします。
  - イ 発火の恐れのある物品は、施設内にもちこまないこととします。
  - ウ 火災予防上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡することとします。
- (6) 持参する荷物は紛失を防止するために氏名を明記することとします。また、必要以上の荷物はもちこまないこととします。
- (7) 原則として金銭はもちこまないこととします。万が一もちこんだ場合は自己管理とします。事業所では責任を負うことができません。
- (8) 飲酒は、管理者が定めた時間と場所で行うこと。
- (9) 利用者及び利用者の家族等は、下記の禁止行為を行わないこと。
  - ア 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）  
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く 等
  - イ 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）  
例：大声で威嚇する／特定の職員に嫌がらせする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
  - ウ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等の性的ないやがらせ行為）  
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする
- (10) 事業所側に無断で、他の入所者や職員の写真または動画の撮影、会話等を録音しないこと。

### (面 会)

利用者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者に申し出、指定した場所で面会しなければなりません。

### (外出・外泊)

利用者が外出または外泊を希望するときには、事前に管理者に申し出ることとします。

### (健康保持)

利用者は、努めて健康に留意して生活することとします。病状変化により受診が必要な場合は、家族の責任にて行うものとします。

### (身上変更の届出)

利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければなりません。

## 9. 契約が終了となる場合について

- (1) 利用者は事業所に対して、契約を解除する日の7日前までに通知することにより、この契約を解除することができます。通知がない場合、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- (2) 事業所は以下の事由が生じた場合、利用者に対して、契約を解除する日の1ヶ月前までに通知することにより、この契約を解約することができます。
  - ①利用者及び身元引受人によるサービス利用料の支払いが3ヶ月以上延滞し、催告にもかかわらず

わらずこれが支払われない場合

- ②利用者及び身元引受人が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命および身体などを傷つけ、又は著しい不信行為を行うことになどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ③重要事項説明やケアプラン作成に基づくサービスの提供を超える要求、あるいは介護保険での契約を超える要求が求められ、これに応えることができない場合
  - ④利用者または利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力またはセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、または生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生または再発生を防止することが著しく困難であること等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合
  - ⑤やむを得ない理由により事業所を縮小する場合
- (3) 次の事由が生じた場合、自動的に契約が終了します。
- ①利用者が死亡した場合
  - ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合
  - ③事業所が解散命令を受けたり事業所を閉鎖した場合
  - ④事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

## 10. 非常災害対策

事業所は、非常防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

### (業務継続計画の策定等)

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 事業所は、定期的に当該計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

## 11. その他運営に関する重要事項

### (揭示)

事業所は、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、当該施設内に備え付けいつでも閲覧することができるようにするほか、ウェブサイトに掲載・公表します。

### (秘密保持等)

- (1) 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。このことは退職者についても同様であるものとします。
- (2) 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとします。
- (3) 事業所は、居宅介護支援事業者および地域包括支援センター等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとします。

### (個人情報保護)

事業所は、個人情報を取り扱うにあたってはその利用目的を明らかにし、あらかじめ利用者及びその家族等からの同意を得るものとします。ただし、法令に基づく場合や生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合は例外とします。

### (利用者に関する市町村への通知)

事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市

町村に通知するものとします。

- (1) 正当な理由なしに提供するサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

### (身体的拘束等の適正化)

施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為（身体拘束等）を原則として行いません。

- (1) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、時間や状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催し、その結果の周知徹底を図ります。
- (3) 「身体的拘束等の適正化のための指針」を定めます。
- (4) 職員に対する身体的拘束等の適正化のための定期的な研修及び新規採用時の研修を実施し、その内容について記録します。

### (苦情処理)

- (1) 事業所は、その提供した指定(介護予防)短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとします。
- (2) 事業所は、その提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (3) 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

### (苦情解決委員会体制)

苦情解決委員会を設置し、苦情に関して迅速かつ適切に対応していきます。

役職等	氏名	連絡先
苦情解決責任者	門司 純	092-651-5518
苦情受付担当者・介護課長	濱道 沙織	092-651-5518
第三者委員・地域代表	山下 久子	092-641-8023
第三者委員・地域代表	中村 秀樹	092-662-0933
第三者委員・弁護士	池永 真由美	092-642-8521

苦情の内容、入所者の意向等で施設において解決できない場合には、第三者委員と協議して入所者の立場に立って適切な対応を推進します。

(行政機関その他苦情受付機関)

福岡市東区役所 福祉・介護保険課	福岡市東区箱崎2丁目54番1号 電話 645-1069 FAX 631-5025 受付時間 9:00~17:00
福岡市博多区役所 福祉・介護保険課	福岡市博多区博多駅前2丁目19番 24号大博センタービル3階 電話 419-1082 FAX 441-1455 受付時間 9:00~17:00
福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話 642-7859 FAX 642-7856 受付時間 9:00~17:00
福岡県運営適正化委員会	春日市原町3丁目1番地7 電話 915-3511 FAX 584-3790 受付時間 9:00~17:00

### (地域との連携)

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

### (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討等)

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催します。

### (協力医療機関)

協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりです。

#### 一 協力医療機関

(名称) 千鳥橋病院附属千代診療所	(名称) 千鳥橋病院
(所在地) 福岡市博多区千代5丁目11番38号	(所在地) 福岡市博多区千代5丁目18番1号

#### 二 協力歯科医療機関

(名称) 千鳥橋病院附属千鳥橋歯科診療所
(所在地) 福岡市東区馬出4丁目8番21号 樋口産業ビル2階
(名称) たたらリハビリテーション病院・歯科
(所在地) 福岡市東区八田1丁目4番66号

## 12. 従業者の勤務体制

### (介護・看護職員、職員体制)

特別養護老人ホームおよび短期入所生活介護あわせて、利用定員40名に対する介護・看護職員の職員体制は、常勤換算で14名以上とします。つまり、厚生労働省の人員配置基準(利用者：介護看護職員 3：1)とします。

#### 勤務体制

介護職員	早出	7：00－16：00	日勤	9：00－18：00
	遅出①	12：00－21：00	遅出②	13：00－22：00
	夜勤	22：00－翌7：00		

#### 看護職員、生活相談員

早出	7：00－16：00	(必要に応じて)
日勤	9：00－18：00	

#### その他職種

日勤	9：00－18：00	日勤8	8：00－17：00
----	------------	-----	------------

## 13. 事故発生時・緊急時の対応

### (事故予防)

事業所は、事故が発生しないようサービスの提供に万全を期します。常に、安心、安全、のサービス提供をおこないます。「インシデントレポート」を重視し、安全対策委員会を設置するなど事故の予防に努めます。

### (緊急時等の対応)

事業所は、サービス提供時に利用者の病状が急変した場合は、利用者の主治医又は協力医療機関に連絡し必要な処置をとるとともに、あらかじめ届けられた連絡先に、速やかに連絡することとします。

### (事故発生時の対応)

事業所は、サービス提供時に事故等発生の場合、利用者の安全確保を最優先すると共に、速やかにご家族、当該利用者に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業者及び関係市町村等に連絡する事とします。また、必要な措置を講じるものとします。

### (賠償責任)

事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

### 14. 苦情処理の体制

### 15. 高齢者虐待防止の体制

#### (虐待の防止)

(1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

③事業所は、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的及び新規採用時に実施し、その内容について記録します。

(2) 虐待の防止に関する苦情処理体制については、上記「(苦情処理)」に準じて対応します。

(在宅における虐待に関する行政の相談窓口)

福岡市東区役所 地域保健福祉課 (権利擁護担当)

住所：福岡市東区箱崎2丁目54番27号 電話番号：092-645-1057

### 16. 記録開示

利用者は、当事業所に有する利用記録の全部または一部を閲覧し、あるいは、その写しの交付を求めることができます。開示を希望する場合は、申込用紙に記入し事業所までご提出下さい。なお、開示請求ができるのは以下の方です。

一 利用者本人

二 利用者より委託を受けた者

詳細の内規は別紙にあります。開示の決定については、管理会にて検討させていただきます。

<重要事項説明付属文書>

【身体拘束の廃止について】

①ご利用者、ご家族の皆様へ

当事業所は、ご利用者の精神的・肉体的苦痛や悪化をもたらす身体拘束を廃止しております。

しかし、以下の三つの要件に該当し、やむを得ない場合、ご家族の許可を得て実施させて頂くことがあります。

〈身体拘束の三つの要件〉

- ◆切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ◆非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ◆一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記の場合、身体拘束廃止委員会で十分検討することとします。また、ご家族にも説明の上、同意をいただきますので、よろしくお願いたします。

②身体拘束がなぜ悪いか

▲身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥そうの発生などの外的弊害
- ・食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

▲精神的弊害

- ・不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔

▲社会的弊害

- ・看護、介護職員自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・生活の質を低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらします。

【2】利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み	あり		
第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし



【別表1】

基本利用料（1日あたり）

介護度区分	利用料	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	5,580円	558円	1,116円	1,674円
要支援2	6,920円	692円	1,384円	2,076円
要介護1	7,427円	743円	1,486円	2,229円
要介護2	8,144円	815円	1,629円	2,444円
要介護3	8,935円	894円	1,787円	2,681円
要介護4	9,684円	969円	1,937円	2,906円
要介護5	10,412円	1,042円	2,083円	3,124円

基本利用料（当事業所で31日以上サービス利用の場合、1日あたり）

介護度区分	利用料	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	5,528円	553円	1,106円	1,659円
要支援2	6,857円	686円	1,372円	2,058円

基本利用料（当事業所で61日以上サービス利用の場合、1日あたり）

介護度区分	利用料	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	7,068円	707円	1,414円	2,121円
要介護2	7,807円	781円	1,562円	2,343円
要介護3	8,598円	860円	1,720円	2,580円
要介護4	9,347円	935円	1,870円	2,805円
要介護5	10,075円	1,008円	2,015円	3,023円

【別表2】

加算利用料

加算内容	単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
機能訓練体制加算	12	13円/日	26円/日	38円/日
看護体制加算Ⅰ	4	5円/日	9円/日	13円/日
看護体制加算Ⅱ	8	9円/日	17円/日	26円/日
夜勤職員配置加算Ⅰ	13	14円/日	28円/日	42円/日
夜勤職員配置加算Ⅱ	18	19円/日	38円/日	57円/日
サービス提供体制加算Ⅰ	22	24円/日	47円/日	70円/日
サービス提供体制加算Ⅱ	18	19円/日	38円/日	57円/日
サービス提供体制加算Ⅲ	6	7円/日	13円/日	19円/日
看取り連携体制加算	64	68円/日	135円/日	203円/日
送迎加算	184	195円/回	389円/回	583円/回
口腔連携強化加算	50	53円/回	106円/回	159円/回
療養食加算	8	9円/食	17円/食	26円/食
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	4円/日	7円/日	10円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	5円/日	9円/日	13円/日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	106円/月	211円/月	317円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	11円/月	21円/月	32円/月
若年性認知症利用者受入加算	120	127円/日	254円/日	380円/日
医療連携強化加算	58	62円/日	123円/日	184円/日
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200	211円/日	422円/日	633円/日
緊急短期入所受入加算	90	95円/日	190円/日	285円/日

長期利用者提供減算（31日以上 61日未満）	-30	-32円/日	-64円/日	-95円/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の14.0%相当金額を加算			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の13.6%相当金額を加算			
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の11.3%相当金額を加算			
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の9.0%相当金額を加算			

(注) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき、その他の加算を設定する場合があります。  
また、介護報酬の見直しが行われた場合、金額が変更となる可能性があります。

【別表3】

滞在費（1日あたり）

利用者負担	第4段階	第3段階①②	第2段階	第1段階
金額	2,066円	1,370円	880円	880円

食費（1日あたり）

利用者負担	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
金額	1,445円	1,300円	1,000円	600円	300円

ただし、第4段階に該当される方の食費は1食ごとの計算となります。

（朝食400円、昼食520円、夕食525円）

【別表3】

その他の費用

電気使用料として	ラジオ&カセット	3円/日
	電気毛布ほか電化製品	3円/日
	テレビ、在宅酸素	30円/日
おやつ代として	15時のおやつ	110円/日
個別に選択する サービス	理美容費	実費
	クラブ活動・サークル活動材料費	実費
	外出・外食・買い物等	実費
地域外送迎費用	越えた地点から一律	200円/片道

※胃瘻を造設されていらっしゃる方はおやつ代を戴きません。

※負担限度額1段階の方についてはおやつ代を徴収しません。

## 重要事項説明同意書

指定(介護予防)短期入所生活介護を提供するにあたり、利用者に対し、契約書および本書面にもとづいて重要事項を説明しました。

事業所名

社会福祉法人 ちどり福祉会 指定(介護予防)短期入所生活介護 いきいき箱崎

担当者名 生活相談員

私は契約書および本書面に基づいて事業者から指定(介護予防)短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、その提供に同意しました。

年 月 日

利用者名

代筆  関係 ( )

身元引受人名

関係 ( )

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用者または、その家族への重要事項説明のために作成したものです。